

令和6年度秋田市指定文化財資料

- | | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| 1 | 名 | 称 | 鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足 |
| 2 | 員 | 数 | 1領 |
| 3 | 種 | 別 | 有形文化財（工芸品） |
| 4 | 所 | 在 | 地
秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市立佐竹史料館 |
| 5 | 所 | 有 | 者
秋田市 |
| 6 | 年 | 代 | 桃山時代 |
| 7 | 説 | 明 | |

本物件は、秋田藩初代藩主佐竹義宣に仕え、家老として活躍した梅津憲忠（1572～1630）が所用していたとされる具足である。

慶長7年（1602）に国替えを命じられ、秋田藩初代藩主となった義宣は、それまで権力を持っていた一門・譜代門閥層ではなく、新参の近習の中から近習出頭人を抜擢し藩政を執った。憲忠は、元々下野国出身であり、父とともに常陸国に移住してから義宣に仕えた新参の家臣であったが、その能力を認められ、実弟の政景とともに近習出頭人となり活躍し、藩政の中枢を担った人物である。

本物件は、鉄地革包み錆色漆塗り頭形型兜・頬当て型鉄地錆色漆塗り面・鉄地革包み錆色漆塗り三枚仏胴・鉄地錆色漆塗り八本篠籠手・革地錆色漆塗り板佩楯・鉄地錆色漆塗り立拳なし五本篠臙当てからなる。袖は欠損しているものの、佐竹家の家臣が着用したことが明らかになっている具足の現存数は少ない上に、いずれの部位も保存状態は良好である。

製作年代が近似し、現存する義宣の具足と比較した場合、家地の質の違いや威糸の毛引き威と素懸け威の違いなど、細部にわたり藩主と家臣との道具の格差を見ることができるが、仏胴の鉄地の外側に革を貼っている点等、作り込みに関しては、藩主のそれと大差はない。

本具足は、桃山期に流行した質実剛健な形式が特徴であり、特に大型の木製金漆塗り大日輪の前立は、時代の特色をよく表している。また、隙間なく体を防御できるように作られながら、活動性に優れた軽い素材が使用されており、歩兵戦が中心となっていった時代の流れをよく反映している。そして、秋田藩歴代藩主の具足にも見られず、全国的にも数の少ない着脱しやすい三枚胴が採用されている点においても、実用性を重視していたことが窺え、実践に即した形式が如実に表れている。

本物件の評価に係るもう一つの価値として、書付が挙げられる。兜・前立・面頬・胴・草摺・籠手・佩楯・臙当て・指物受筒の各部分には、「慶長19年の大坂

冬の役で憲忠が着用した」ものであること、更に胴部には、「前腹の2箇所の傷は鑓による」ものであることが金漆（前立は朱）で記され、延宝5年（1677）孫の忠宴の書と添えられる。これは、慶長19年（1614）の大坂冬の陣の今福での戦いにおける憲忠の武功を伝えるものである。この戦いにおいて憲忠は、複数人の敵兵に囲まれ大けがを負いながらも、今福の砦の奪取に多大な貢献を果たし、他の家臣とともに2代将軍徳川秀忠に拝謁し、感状および御刀を賜っている。この大坂冬の陣での功績は、関ヶ原の戦いで徳川家への忠誠心がないと判断され、秋田へと転封を命じられた佐竹家にとって、名誉を挽回する好機となった。

実際に、具足の胴や脇の下には深い傷が認められ、そのことは、『佐竹家譜』を始めとする大坂冬の陣の憲忠の奮迅の様子を伝える、各文献資料との整合性が指摘されるのである。これらの書付は、その後の梅津家の礎ともなった憲忠の栄誉を後世に伝えるために記されたと考えられるが、具足自体に歴史的な記録が書かれることは、非常に珍しい。

以上のことから、本物件は、佐竹家の重臣が着用した具足の形式が分かる数少ない資料であるとともに、大坂冬の陣という歴史上の重要、かつ、劇的な事象の一端を示した文献資料を裏付ける物的資料であり、工芸史および歴史的に価値の高い貴重な資料である。

【参考図書】

秋田市 2003『秋田市史 第三巻 近世通史編』

秋田市 2000『秋田市史 第十五巻 美術・工芸編』

秋田県教育委員会 1980『国典類抄 第十巻 軍部 全』秋田県立秋田図書館編

原武男 1989『佐竹家譜』東洋書院

『摂州大坂御合戦 梅津憲忠働覚書草稿 大坂御合戦ノ時曾祖父半右衛門憲忠働申傳ノ覚』大井家記録

池田吉男 「甲冑類調書 鉄地革包錆色漆塗三枚仏胴具足」



鐵地革包鍍色漆塗三枚仏胴具足